

児童生徒が使用する際の留意事項

文部科学省初等中等教育局
厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

- 感染症対策に当たっては、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」（以下「衛生管理マニュアル」という。）などにおいて、発熱等の風邪の症状がある場合には、登校せずに自宅で休養することを徹底しております。また、登校後に体調の変調を来した場合は、保護者に連絡の上、すみやかに帰宅させ、医療機関を受診するよう促すことを原則としております。たその上で、キットの使用にあたっては保護者と十分な連絡を取り、本人及び保護者の同意を得て、すぐに帰宅することが困難な場合や地域の実情により直ちには医療機関を受診できない場合に限るなど等における、補完的な対応として、小学校4年生以上の児童生徒（※）を対象としていることに御留意ください。発熱等の風邪の症状がある児童生徒がキットを使用して検査を受けるために登校をするようなことが無いよう、徹底をお願いします。

※ 小学校4年生以上の児童生徒としているのは、キットの使用にあたり、検体の自己採取が必要であるためです。実施に当たっては、児童の発達状況、家庭、学校等の周りの環境なども考慮した上で、実施を検討願います。

- この留意事項は、上記のような場合において児童生徒が使用する際の留意事項をまとめたものであり、キットの使用にあたっては、「小学校及び中学校等における抗原簡易キットの活用の手引き」をご確認ください。
- また、小学校及び中学校等でのキットの使用は、受診に代わるものではありません。キットの使用によって受診が遅れることがないように、体調不良時は受診することが基本であることを徹底してください。
- なお、学校内において感染の可能性がある者を早期に発見する観点からは、児童生徒の健康管理が重要であり、文部科学省からは、衛生管理マニュアルにおいて、登校時、「健康観察表」なども活用しながら、児童生徒の健康状態を把握するようお願いしています。内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室においても、民間事業者等が開発・提供している健康観察アプリが紹介されておりますので、併せてご参照ください。（<https://corona.go.jp/health/>）

（1）検査の実施について

- 児童生徒や保護者に対して、検査の趣旨や性質、方法、検査後の対応等をあらかじめ十分に説明の上、保護者からの同意を得ておくことが必要です。別添資料2に保護者への説明資料のイメージを示していますので参考にしてください。なお、検査の実施については、あくまで児童生徒や保護者の意思によって行われるもので

あり、強制することが無いよう徹底してください。

- 検査の実施場所については、他の児童生徒への感染防止、体調不良を訴える児童生徒のプライバシーに十分配慮し、あらかじめ決めておいてください。
- 登校後に体調不良を訴え、すぐに帰宅できない等の事情のある児童生徒がいる場合には、本人及び保護者の検査実施の希望意思を確認したうえで、学校長の判断で検査を実施してください。
- キットによる検査に当たっては、教職員の立ち会いのもとで、鼻腔検体の採取及び検体採取後の操作を児童生徒自ら行います。立ち会う者は、医師・看護師等の医療従事者であることが望ましいですが、医療従事者の立ち会いが困難な場合は、医療機関と連携して、医師による診療・診断を行うことができる体制を構築したうえで、キットによる検査に関する研修を受講した教職員が立ち会うことで使用できます。
- 研修については、厚生労働省が以下のHPで公開するWEB教材を学習したことを、各小学校及び中学校等の中で確認し、受講者の名簿を作成してください。
(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00270.html)
- 鼻腔検体の自己採取に立ち会う教職員については、被検者から飛沫を浴びないようにするなど、感染症対策に留意し、被検者との間に十分な距離を確保するか、ガラス窓のある壁等による隔たりを設けた上で、サージカルマスク又は不織布マスク及び手袋の着用等による防護措置を講じるようお願いします。

(2) 検査の結果について（結果の判断やその後の対応）

- キットの検査結果の確認は、児童生徒本人ではなく、教職員が、「小学校及び中学校等における抗原簡易キットの活用の手引き」や各製品の説明書を理解した上で行うようお願いします。
- ただし、被検者が新型コロナウイルス感染症の患者であるかどうかを診断するには、医師の判断が必要です。
※キットの検査結果を学校医や医療機関等の医師に連絡し、それらの医師等において診療が行えるようにあらかじめ連携を図ってください。
- 検査結果については、検査後の対応と併せて、原則、保護者に連絡することとし、その際、キットによる検査では、新型コロナウイルス感染症に感染しているかどうかの判断はできないため患者であるかどうかを診断するには医師の判断が

必要であることを伝えてください。なお、検査の結果を児童生徒本人に伝える場合には、児童生徒の心情に十分配慮するとともに、差別的扱いを受けないよう又精神的負担とならないように厳重に配慮してください。

＜検査結果が陽性だった場合＞

- ・ 当該陽性判明者は帰宅し、医師による診断で感染性がないとされ、かつ症状が軽快するまで療養を行います。
- ・ 検査結果が陽性だった場合には、児童生徒が医療機関を必ず受診するよう促してください。医療機関の医師が診療・診断を行い、患者と診断されれば、当該医療機関から保健所に届出がなされます。
- ・ 患者であるとの診断を受けた児童生徒は、保健所からの療養や入院等の指示に従ってください。
- ・ 医師から届出を受けた保健所は、被検者への対応や濃厚接触者の特定など、必要な措置を講じていくこととなります。保健所と連携をとり、必要な協力を行ってください。

＜検査結果が陰性だった場合＞

- ・ キットを用いた検査で、陰性の結果だった場合でも、特に検体中のウイルス量が少ない場合には、感染していても結果が陰性となることがあるため、引き続き感染予防策を講じることが必要です。
- ・ 被検者はすみやかに帰宅・療養させ、偽陰性の可能性もあることから、検査結果が陰性だった児童生徒についても、医療機関の受診を促すようにしてください。また、症状が軽快するまで自宅待機とするなど、偽陰性だった場合を考慮した感染拡大防止措置を講じることが必要です。

■ 小学校及び中学校等におけるキットの利用フロー図（イメージ）

【教育委員会等から配送される場合】（文部科学省から配送される場合は次頁参照）

※「小学校及び中学校等における抗原簡易キットの活用の手引き」手引きと異なる場合箇所は網掛けにしています。

（１）手引きの受領及び実施体制の確認

- ・厚生労働省及び文部科学省で作成した手引きを教育委員会等経由で小学校及び中学校等が受領。その際、キットの利用希望の有無及び体制上の実施可否等を確認し、教育委員会等に回答。

キットの利用が可能な体制（学校医や医療機関との連携の下、教職員等が検査に立ち会う体制が確立されている）がある

（２）キットの受領及び保管・利用に向けた準備

- ・各学校において、学校医や地域の医療機関と連携し、検査実施のための体制・環境を整備。
- ・キットを保健室等に備え付ける場合は、適切な保管・管理を行い、必要が生じた際に迅速に対応できるよう校内、医療機関及び管轄の保健所との対応フローを整理。
- ・児童生徒及び保護者に検査の趣旨や方法を説明し、希望する児童生徒の保護者からあらかじめ同意を得る。

検査を実施できる体制・環境（学校医や医療機関との連携の下、教職員等が検査に立ち会う体制が確立されている）が整備されている
 学校内外の対応フローが整理されている

（３）キットを利用した検査の実施

- ・児童生徒本に及び保護者の意思を確認し、学校長の判断で実施を決定し、手引きに沿って検査を実施。
- （※ 検査には医療従事者の立ち会いが推奨されているが、学校医や医療機関との連携の下、教職員等が検査に立ち会う体制が確立されていれば、検査を実施可能。）

（４）検査実施後の対応

陽性

（４a）検査結果が陽性の者への対応

- ・学校から保護者に対し、結果を連絡。
- ・学校医や医療機関等に速やかに連絡をとり、確定診断を行える医療機関に被検者を紹介。
- ・確定診断の結果、患者と診断された場合は、当該医療機関から保健所に届出。

陰性

（４b）検査結果が陰性だった者への対応

- ・学校から保護者に対し、結果を連絡。
- ・偽陰性の可能性もあることから、医療機関の受診を促す。
- ・症状が快癒するまで自宅待機とするなど、偽陰性だった場合を考慮した感染拡大の防止措置を講じる。

■ 小学校及び中学校等におけるキットの利用フロー図（イメージ）

【文部科学省から配送される場合】

※「小学校及び中学校等における抗原簡易キットの活用の手引き」手引きと異なる場合箇所は網掛けにしています。

（１）キットの受領及び保管・利用に向けた準備

- ・厚生労働省及び文部科学省で作成した手引きを学校の設置者経由で小学校及び中学校等が受領。
- ・各学校において、学校医や地域の医療機関と連携し、検査実施のための体制・環境を整備。
- ・キットを保健室等に備え付ける場合は、適切な保管・管理を行い、必要が生じた際に迅速に対応できるよう校内、医療機関及び管轄の保健所との対応フローを整理。
- ・児童生徒及び保護者に検査の趣旨や方法を説明し、希望する児童生徒の保護者からあらかじめ同意を得る。

- 検査を実施できる体制・環境（学校医や医療機関との連携の下、教職員等が検査に立ち会う体制が確立されている）が整備されている
- 学校内外の対応フローが整理されている

（２）キットを利用した検査の実施

- ・体調不良者が検査の希望を申し出るなどした場合、学校長の判断で実施を決定し、手引きに沿って検査を実施。
- （※ 検査には医療従事者の立ち会いが推奨されているが、学校医や医療機関との連携の下、教職員等が検査に立ち会う体制が確立されていれば、検査を実施可能。

（３）検査実施後の対応

陽性

（３a）検査結果が陽性の者への対応

- ・学校から保護者に対し、結果を連絡。
- ・学校医や医療機関等に速やかに連絡をとり、確定診断を行える医療機関に被検者を紹介。
- ・確定診断の結果、患者と診断された場合は、当該医療機関から保健所に届出。

陰性

（３b）検査結果が陰性だった者への対応

- ・学校から保護者に対し、結果を連絡。
- ・偽陰性の可能性もあることから、医療機関の受診を促す。
- ・症状が快癒するまで自宅待機とするなど、偽陰性だった場合を考慮した感染拡大の防止措置を講じる。

■ キットを利用した検査に関する保護者への周知の例（イメージ）

抗原簡易キットを用いた検査の実施について

- 本校においては、児童生徒や教職員の安全を確保するとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、抗原簡易キットによる検査を実施することとしました。
- 本検査は、校内で体調不良を生じるなどした場合、短時間の簡易な検査で感染の有無の早期確認ができるものです。
 - ※ あくまで登校後に体調の変調を来した場合等における対応を想定しています。発熱等の風邪の症状がある場合には、登校せずに自宅で休養することを引き続き徹底してください。
- 検査の概要は下記のとおりです。お読みいただき、お子さまともよく話し合っていた上で、検査実施を希望する場合は、あらかじめ同意書の提出をお願いします。

記

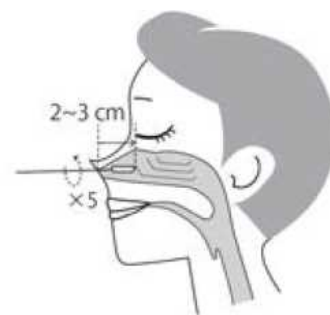
（検査の実施対象となる者）

登校後に、新型コロナウイルス感染症の初期症状の可能性のある体調不良（咳・咽頭痛・発熱等[※]）を生じた児童生徒で、直ちに医療機関の受診ができない小学校4年生以上の児童生徒。

※ このほか、頭痛や関節痛、下痢等の症状や、これらの症状のうちのいずれかが見られる場合（複合的な症状ではない場合）も考えられます。ただし、無症状の場合は、本キットによる検査には適していません。

（検査実施方法）

- ・ 検査は、鼻腔ぬぐい液採取で行います。
- ・ 鼻腔ぬぐい液採取とは、鼻から綿棒を2cm程度挿入し、5回転させ、5秒程度静置して検体を採取する方法で、基本的に児童生徒本人が行います。



裏面もご覧ください

同意書

抗原簡易キットの趣旨や実施方法、留意事項等について確認しました。
体調不良が生じた場合の検査の実施について、同意します。

令和3年 月 日

児童生徒氏名 _____

保護者氏名 _____

(検査実施のイメージ)

① 学校において、同意書により、検査実施への保護者の同意を確認する。

※ 保護者の同意が無い場合は、本人が希望しても検査を実施できません。体調不良が生じた際の検査を希望する場合には、あらかじめ同意書を提出してください。

② 体調不良を生じた児童生徒の申し出を受け、検査を実施する。

③—1 陽性だった場合

- ・ 医療機関の医師が診療・診断を行い、患者と診断されれば、当該医療機関から保健所に届出がされる。
- ・ 患者であるとの診断を受けた児童生徒は、保健所からの療養や入院等の指示に従う。当該陽性判明者は帰宅し、医師による診断で感染性がないとされ、かつ症状が軽快するまで療養を行う。

③—2 陰性だった場合

- ・ 偽陰性の可能性もあることから、帰宅の上、可能であれば医療機関を受診するとともに、症状が快癒するまで自宅待機を行う。

(留意事項等)

- ・ お子さまの体調や状況等によって、保護者の方に迎えに来ていただくこともありますので、ご了承ください。
- ・ 検査に係る費用は無料です。